

特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会で挙げられた 表示・広告に関する意見

消費者委員会事務局

<表示広告の規制に関する意見>

- 保健機能食品については事業者の自主規制も効果があると思われるが「いわゆる健康食品」には期待できない。機能性の表示・広告、「健康食品」という名称の使用も保健機能食品以外は一切禁止するくらいの措置が必要ではないか。
- 監視機能を強化すべき。消費者庁だけで監視するのではなく、栄養士やアドバイザースタッフなど第三者がサポーターとなるような仕組みが必要ではないか。
- 広告の規制は曖昧で緩いので、規制を厳しくするか自主的な管理をしっかりとしないと消費者にとっては分かり難いままではないか
- 自主規制は守られてはじめて機能する。業界として守らせるシステムが必要ではないか。
- 消費者庁は事業者などから上げられた情報を有効的に活用する取組が必要。
- 健康増進法にも不実証広告規制を導入すべき。そうすれば行政の執行機関も動きやすくなる。
- 表示規制、広告規制、消費者教育、執行の確保策、ガイドライン・自主規制の 5 つの点で検討し、方向性を明らかにすべき
- ガイドラインによる自主規制という考え方もある。どうあるべきかを調査する必要があるのではないか
- 明らかに違反といえない部分について明確な線引きがあれば実効性が高まると思う
- 厚労省時代と消費者庁時代とで許可表示に関する意識の差があるのではないか。許可表示の部分的使用で消費者に誤解を与えないかという視点でのチェックも審査基準に必要ではないか。

<表示・広告の表現や内容に関する意見>

- どこまでを表示とみるか、広告とみるか、明確にする必要がある。
- わかりやすい表現は誤解しやすい表現となりえる。バランスを取らなければならない。また「食生活の改善」を表示しなければ特保の意味はない。
- 個人の感想の場合、真実性の担保がされない。表示・広告での「個人の感想」の使用を改めるべきではないか。
- 摂取の対象者、使い方など具体的に明確化する必要があるのではないか
- 切出された文言は鵜呑みにされやすく、特保が（不摂生に対する）免罪符になっている可能性がある
- 現在の表示は事業者視点で作られている。消費者が表示に何を望んでいるか調査・確認が必要。

- 機能性について強調するだけでなく、危険性・デメリットも同じレベルで表示する必要がある。
- 広告の内容も許可表示の範囲とある程度一致させる規制が必要ではないか。
- 表示されている機能がどのような人にとって有益なのかを理解してもらえるような消費者教育なり表示が必要ではないか。
- わかりやすい情報というのは誤解や拡大解釈へつながる可能性がある。科学的情報を噛み砕いて伝えられるようなサポート体制が必要と考える。単にパンフレットなど文字で伝えるのではなく、アドバイザースタッフ等の活用が必要と思う。
- 食品が医薬品のような効果を持つと思われるのは、やはり表示・広告のやり方が問題であると思う。医療にも影響してしまう。